

事 務 連 絡
令和3年1月13日

各指定障害児通所支援事業所 管理者 様

東京都福祉保健局障害者施策推進部
障害児・療育担当課長

**令和2年度特別支援学校等の臨時休業に伴う放課後等デイサービス
支援等事業に関する補助金請求等について（依頼）**

平素より、東京都の障害児・者施策の推進に御協力いただき、感謝申し上げます。

令和2年3月13日付障発0313第5号及び令和2年5月13日付障発0513第3号にて、令和元年度及び令和2年度の特別支援学校等の臨時休業に伴う放課後等デイサービス支援等事業に関する国庫補助が実施される旨の通知があり、都においても同事業の実施を決定し、令和元年度分の実施については先にお知らせしたところです。

今般、令和2年度の当該事業の実施にあたり、補助金の請求方法につき、都については下記の方法にて実施することといたしましたので、御対応いただきますようお願いいたします。

記

1 請求方法

既に支払いを受けているサービス提供月分については、事業所からの過誤申立て及び再請求によって実施します。

また、これから請求を行うサービス提供月分については、通常請求の中で実施します。

詳細は別添資料をご覧ください。

なお、利用者負担額が利用者負担上限額と同額だった場合や非課税世帯等で自己負担がない場合は対応不要となります。

また、別紙「新型コロナウイルス感染症対策に係る放課後等デイサービス補助対象額計算シート」の提出については各請求先区市町村に確認の上、指示に従ってください。

2 実施について

令和2年度の事業を実施するかについては各区市町村の判断となりますので、実施の有無及び実施時期については各区市町村に確認の上、指示に従ってください。

なお、実施する場合において、既に支払いが終わっている月の過誤及び再請求の実施時期については、各区市町村の設定となりますが、通常請求については2月請求分（1月サービス提供分）より実施とします。

3 上記請求方法に関する問合せ

電子請求システムへの入力等について疑義が生じた場合については、各請求先区市町村へ問い合わせをしてください。

その後、各区市町村から都に問合せを行い、都から各区市町村に回答することとします。

4 注意事項

(1) 本事業は放課後等デイサービスが対象です。児童発達支援事業は補助の対象外ですのでご注意ください。

(2) 4月以降は代替的支援についての利用者負担額も補助対象となります。

(3) 本補助事業は、利用者負担の補助事業であり、事業所の総請求額は変更がない点にご留意ください。

(4) 過誤申立て後は必ず再請求を行ってください。

(5) 他県児童は、都の補助の対象ではないため、他県の指示に従ってください。

東京都 福祉保健局 障害者施策推進部
施設サービス支援課 児童福祉施設担当
電話 03-5320-4374